

事務局長	次長	次長	作成者	起案日 3年6月 / 日
				決裁日 3年6月 7 日

農業委員会令和3年4月総会

開催日時 令和3年4月22日 午後1時30分～  
 開催場所 守口市役所1階 市民会議室104号  
 出席委員 ①西口 誠一 ②石田 卓三 ③大倉 利文  
 ④大西 庄治 ⑤木村 剛久 ⑥久保田 哲夫  
 ⑦砂口 勝紀 ⑧辻本 恵美子 ⑨中東 郷美  
 ⑩橋本 徹 ⑪山崎 勝彦

事務局 阪本、松前、柴崎、中道

閉会時間 午後2時00分

西口会長 それじゃあ、予定の時間より若干早いですけども、委員の皆さん方、お揃いですので、ただいまから守口市農業委員会総会を開催したいと思います。

以前、地球緑化センターというのがありましてね、その以前、掲げられたポスターに、「地球があぶないとみんなが言っているけども、本当にあぶないのは人間のほうだ」と、そんなコピーのポスターが出ていました。それ以外では、こんなコピーもあります。「実は、環境問題の加害者は私たちで、被害者は私たちの子孫かもしれない」というようなことで、いろんな記念日がありますけども、今日はアースデーということで、地球の日です。ということで、世界各地で環境問題を話し合っ、ただ話し合うだけではなく、未来に向けて行動する日が地球の日ではないかということで、皆さん方もいろいろ環境の問題で、いろいろご検討いただいていると思いますけども、農業委員会でも、この辺の問題もできたら深めていけたらなと思っております。

あとは、新食育基本計画というのが、今年から25年まで5年間、基本計画が実施されます。ということで、本年は第4次の食育基本計画の、5年、5年で仕切ってやりますので、第4次の基本計画の

初年度ということでもあります。我々、事務局にもいろいろお世話になってはいますが、学校給食の問題もありますし、地場産の消費をもっと広げましょうというような活動もやっておりますので、農業委員の皆さん方のお力添えも頂戴できたらありがたいなと思っています。ということで、総会をただいまから始めたいと思います。

初めに、令和3年度4月より、事務局に新たに任命いたしました職員を紹介させていただきます。

先ほどから名刺をお配りさせていただいておりますけども、柴崎さんです、自己紹介をお願いいたします。

事務局 ただいまご紹介にあずかりました柴崎光治と申します。この4月から農業委員会事務局の勤務になりました。農業の実務といいますか、農作業にもついても、農地、農業の制度等についても、全くの素人ですので、これからしっかり勉強していきたいなと考えておりますので、皆様、ご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお願い致します。

西口会長 ありがとうございます。よろしくお願い申し上げたいと思います。いつもなら農業憲章の唱和でございますけれども、コロナがいよいよ増えている段階です、割愛をしたいと思います。

それでは、本日の欠席委員の報告をお願いいたします。事務局、お願いいたします。

事務局 本日の欠席届の出ている委員は、田中会長職務代理者、辻本卓郎委員、山田委員、3名でございます。

したがって、現在の出席委員は11名でございます。

以上、報告を終わらせていただきます。

西口会長 ありがとうございます。定足数は超えておりますので、会議は成立いたします。

本日の署名委員は、大西委員と木村委員でございます、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局、お願いします。

事務局 それでは、議案第1号を御覧ください。

農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明させていただきます。

ます。

本件につきましては、令和3年4月12日、月曜日に、西口会長、田中会長職務代理者が、現地で耕作できる状況にある旨の確認をしていただいております。地区担当員は、西口会長になります。

番号1 申請人住所氏名は、受人が、XXXXXXXXXX氏。渡人が、XXXXXXXXXX氏、XXXXXXXXXX氏、XXXXXXXXXX氏の共有、3名の共有でございます。

物件は、守口市佐太東町XXXXXXXXXX、地目はXXXX 面積はXXXXm<sup>2</sup>でございます。

申請理由は、受人が経営規模の拡大、渡人が耕作困難なため、区域は市街化区域でございます。

恐れ入りますが、別紙、農地法第3条調査書をご参照願います。

許可基準に係る検討事項の第1号「全部効率利用」につきましては、受人の経営農地は全て耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるの見込めるため、効率利用していると認められない場合に該当いたしません。

次に、第4号「農作業常時従事」要件につきましては、農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれるため、従事すると認められない場合に該当はいたしません。

続きまして、第5号「下限面積」につきましては、本件XXXXm<sup>2</sup>を加えますと、農地の面積がトータルXXXXm<sup>2</sup>となり、10アールを超えるため、該当いたしません。

続きまして、第7号「地域調和」要件につきましては、申請地は農地としての利用が可能であり、受人は水稻栽培を行う計画であることから、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率化、かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられるため、該当いたしません。

以上、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えられます。

これで、議案第1号、事務局からの説明を終わらせていただきますが、現地立会いもしていただきました担当地区委員の西口会長にご意見、補足等賜りました上で、委員の皆様でのご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします、

以上です。

西口会長、ありがとうございます。私も現地へ、逐一、農地のほうも、機械装

備、倉庫も3カ所見てまいりました。みんな、問題がありません。当日、同行いただいた委員からも、そのような意見を頂戴しています。

説明が終わりましたので、ただいまより皆さん方のご意見、ご質問を頂戴したいと思います。どうぞ。

### <「異議なし」の声>

西口会長 異議なしのお声いただきましたので、採決をとりたいと思います。異議なしの方で、挙手をいただければありがたいです。許可するという形でよろしいでしょうか。

### <全員挙手>

西口会長 全員の皆さんの挙手をいただきました、ありがとうございました。

石田委員 会長、ごめんなさい。全然問題ないんですけどね、ここに書いてある第2項第6号「転貸禁止」って書いてあるねんけどね、所有権の移転について適用なしって書いてあるんですけどね、これは新たに取得しはる■■■■さんが所有権を持っはるから、転貸しの禁止は適用なしということでええんかな、そういう意味。ちょっと、これ、意味が分からへん。

事務局（中道） 今、■■■■んは、当該農地の横に耕作されておりました、それを取得して、広げるに当たり、非常に効率のよく、面積の拡大、なおかつ農業運営の効率化が図られるということで、その状況を鑑みた結果、この効率かつ総合的な利用確保に支障を生ずる恐れがあると認められる場合に可としないということで。

石田委員 ごめん、もっと単純に、もっと。僕、質問していることとな、答えてくれはったのが、何かちょっと意味違うねんわ。

もっと簡単に言ったらな、■■■■さんが新たに、■■■■㎡の土地を購入しはるわけやろう、■■■■な。で、その土地をな、自分で耕作、今回しはるねんけどもな、自分で水稻栽培か何かしはるやん、それは分かっているねん。今回、全然問題ないって分かっているねん。

ただ聞きたかったのは、その取得した土地を今回、特定農地か何かでな、5年間の貸し出しができるとかという規定がありますやんか。

あの適用は受けられるのか、受けられへんのか教えてほしい。

西口会長 どうぞ、事務局、どうぞ。

事務局（柴崎） 農地法第3条第2項第6号のこの転貸禁止ということなんですが、こちらの規定が現在、既に農地を貸借で耕作している方が、さらにその農地に関して、別の方に転貸するのを禁止する規定でございます。それで、新しく取得した農地に対して、さらに転貸を禁止するとか、そういった規定ではございません。

石田委員 ということはな、この■■■■さんが今回取得しはった土地をな、■■■■さん自身はさ、自分で耕作しますって言うてはるから問題ないの分かっているねんけどな、もし■■■■さんがこれ、■■■■さん以外の人かな、こういう事例があったときに購入しますと。で、ここで協議するときにな、いや、僕せえへんねんけどな、これ、ちょっと特定農地の関係でな、賃貸しようと思ってるねん、自分の持っている農地も含めてな、しようと思ってるねんという目的のためにな、土地を購入したいということで、この農業委員会の総会でな、協議してくださいと言われたときにな、どう答えたらええのかなと、僕、疑問を持ったわけ。ごめん、回りくどい質問か。

辻本(恵)委員 簡単に言ったら、悪用するということですか。

石田委員 いやいやいや、悪用じゃない。法に基づいて貸そうとしてはるねん、貸すために農地を購入するねん。例えば、■■■■さんのその土地なんかやったらな、自分のところの耕作してはる農地の、あれはどっちや、南側というのか西側というのか、ちょっと分からへんけども、その土地を購入するつもりにはるんやろ。

事務局 そうです。

石田委員 ほな、自分の持っている農地とや、今度購入した農地をな、あわせて全部、全部というか一部、自分もつくりながらや。一部は、購入した土地も含めてな、農地を借りたいという人がおったら、あるいはおるから貸そうと思ってるねん、そのために今回■■■■さんを買うねん、購入しようと思ってるねんというふうによ、事務局なり委員会のほうに相談があったときはな、あるいは議案として、こないして上がってきたときはな、拒否すべきか拒否すべきでないかと

いうのを、ちょっと教えてほしいと思って、ちょっと質問したんよ。  
それがあかんのやったら、僕、購入するのをやめるわってなったときにな、はっきりした答え、言うてあげなあかんやん、当たり前のことやけど。

西口会長 どうだ、事務局。

事務局（松前） 購入と、その言っている、その3条の中にも貸付で、条件付きの貸付というの、賃借がありますんで、これ、まだちょっとはっきり、私思うんですけど、一旦、購入は購入で、自分ですするというのは出されていますんで、今回は。

石田委員 いやいや、だから、それは分かっている。

事務局（松前） それはそっちでやっていただいて、石田委員おっしゃるように、同時に貸したいという場合ですよね、購入兼。その申請が、別に要るのかどうかということですよ。一旦購入して、購入と同時に貸し付けるということですよ。

石田委員 だから、その貸し付けのときはな、僕もちょっと詳しく分からんねんけどな、貸し付けをしてもええんかどうかという、2年か3年前にな、そういう法律ができていやるんか。で、そのときにな、実際、借りようとしたときにはな、農業委員会にまた、その案件というのか、許可か申請か何かが必要なはずやんか、■■■■さんがな、今度、■■■■さんがしはるのやったら、そやろ。そやから、農業委員会のほうに許可をもらおうとしているのは、今回は所有権の移転やねん。と同時に、賃貸をしはるのやったらな、賃貸の申請も2つせなあかんやん。同時かは別にして。だから、それはどうなるんというふうに聞いているねん。

もう、あれやったら、また次回教えてくれたらええです。

事務局（松前） そうですね、そう言うてはる条件で、付で、その3条と、ほんまは、売らずにそのまま貸したらいいんですけど、その間に、もう売ってしまっただけで貸し付けるのを同時にですよ。調べさせていただきたいんですけども。

石田委員 いや、今な、今回、■■■■さんのこういう例があったから言うてんけどな、もっと極端な話をすればやで、今は農地持ってへんねんと、

そやけども、10アールになったから、10アール、300坪か、10アールを購入するねんと。で、自分の土地にな、例えば果樹とかそういうのを植えたいと。そやけど、300坪の土地をな、自分で管理するのは大変やんか、できるできへんは別にしてな。そんなときにな、そやそや、そしたら半分ぐらいは借りたいという人がおったらな、貸してあげようかと。という事例をな、今、言っているわけ。そしたら、ここに、あなたたちが今回の条件の中でな、農業経験はあります、それで耕作するのに十分な人も確保できています、機械もありますというふうになっとるわけや、みんな当てはまるわけ。

事務局 ああ、その貸す人にもということですね。

石田委員 いやいや、違う、購入する人が。

事務局 はい、はい。

石田委員 ところがや、それをな、さっきも何回も言うようにな、広大な面積やから、その■■■■坪を買い受けてもな、大変やから、同時にな、貸そうと思ってまんねんと。ということでな、申請をしてきはったときに、いやいやいや、今度購入するやつ、全部自分でちゃんと耕作せなあきまへんがなと言うのかや、そういう法に基づくな、貸し出しをすることができるのやったら購入しようと思っているねんと。いう相談を受けたときに、どう答えるのかな、事務局にそういう実例が上がってきたらな、どうするんやということや。

だから、別に今ね、あれでなくてもいいので、それを次回までに教えてもらったらありがたいなと。

事務局 (松前) 石田委員にそういうお言葉いただきまして、こちらのほうでも見解だけではちょっと、お答えして間違っていることを言ってしまうとイケませんので、ちょっと言っている意味はもう十分、広い土地を、例えば家族だけでは無理やから、購入して一部分は貸すよというのを、その一枚の許可書でいけるのか、申請書でいけるのか、それはまた別で、新たに別の申請書が要るかどうか、ちょっとお調べさせていただく時間をいただければと思いますんで、よろしく願いいたします。申しわけございません。

西口会長 さっき挙手いただいた途中で意見が出ましたので、もう一度、確認

の意味で、今の議案は皆さん方、賛成でよろしいですか。もう一度、申しわけないです、挙手をお願いします。

<全員挙手>

西口会長 全員の挙手をいただきました、ありがとうございました。  
ということで、案件第1号は、許可するということで決定いたしました。  
続きまして、2 報告について、事務局より説明を求めます。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。恐れ入りますが、2 報告、報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、ご参照願います。

番号1についてですが、令和3年3月1日に、

さんより届出がございました。

土地の所在地は、橋波西之町、面積が㎡、地目はです。現況は、宅地となっております。

本件につきましては、市街化区域内にあることから、「農地法関係事務に係る処理基準」第6号の3(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、受理については問題はございません。

なお、4月12日に、西口会長、田中職務代理人、地区担当 木村委員、申請者立会人、代理人 岡本事務所有限公司 氏と事務局立会いのもと、現地確認を行い、今後、何かあった場合には、申出人で対処するという理由書を提出いただいております。

以上です。

西口会長 ありがとうございました。ご意見、ご質問を頂戴する前に、地元委員の、立会いをいただきました木村委員より説明をお願いいたします。

木村委員 木村でございます。ただいま説明ございましたとおりでございます。現状は住宅が建っております、その地目の変更をするということですので、何も問題ないというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

西口会長 ありがとうございました。説明が終わりましたので、委員の皆さん方のご意見、ご質問ありましたら頂戴したいと思います。どうぞ、よろしくお願いいたします。

よろしいですか。

<「異議なし」の声>

西口会長 ほな、ないようでございますので、事務局、続いて説明をお願いいたします。

事務局 それでは、報告第1号 番号2について、ご説明させていただきます。

令和3年3月19日に、[REDACTED]さんより届出がございました。

土地の所在地は、橋波西之町[REDACTED]、面積が[REDACTED]㎡、地目は[REDACTED]です。現況は、宅地となっております。

本件につきましても、1同様に市街化区域内であることから、受理しない場合に該当しないため、受理についても問題はございません。

なお、こちらも4月12日に、西口会長、田中職務代理者、地区担当 木村委員と、届出人、ご本人様と事務局と立会いのもと、現地確認を行い、何かあった場合には、届出人で対処するという理由書をいただいております。

以上です。

西口会長 ありがとうございます。皆さん方からご質問を頂戴する前に、地区担当委員の木村さんよりご報告をお願いいたします。

木村委員 木村です。ただいまご説明ありましたとおり、現状は住宅が建っておりますけれども、地目の変更をしておらず、今後、また集合住宅に建て替えるということで地目変更をするということでございます。特に問題はございませんでした。よろしくお願いいたします。

西口会長 ありがとうございます。それでは、委員の皆さん方のご意見、ご質問を承りたいと思います。よろしくお願いいたします。  
よろしいですかね。

<「異議なし」の声>

西口会長 ありがとうございます。

本日の議案は以上となっております。事務局、何か追加はないですかね。

事務局 議案書の次第の最初のページに、5月の総会の日時を5月21日、金曜日、午後1時からと書かせていただいているんですけども、今、報道されていますように新型コロナウイルスの感染拡大の状況から緊急事態宣言が出されるとというのはその期間等がまだはっきりしていませんが、もし発令中とかという場合につきましては、また改めて、先に皆様に、各委員さんに電話させていただいて、またどういう形をとらせていただくというのは、また文書で送付と電話と両方させていただきますので、ご了承のほど、よろしくお願いいたします。

西口会長 ということで、次回21日は、まだコロナのあれがどうなるかわかりませんので、また事務局。

事務局 あと、もう1点ですけども、今日、机の上に、帽子と緑の活動記録と、ちっちゃい本で2冊、置かせていただいているんですけども、これ、こちらのほうで購入したというわけではなく、大阪府農業会議のほうから市町村の農業委員さんのほうに、活用してくださいということで送られてきましたので、また活用していただければと思います。  
以上でございます。

西口会長 この本2冊、こないだ会長会議のときに話もありまして、紹介がありました。私は買いたいなと思っていましたけども、この本はぜひ、皆さん方、ご一読をお願い申し上げたいと思います。放っておかないで、一度は読んでいただきたいなと思います。申しわけないですが、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、本日の農業委員会総会を、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

守口市農業委員 署名委員

大西 庄治

木村 剛久